

岩松北小学校周辺地区計画原案の概要

岩松北小学校周辺地区計画の目標

- ◎誰もが安全・安心・快適に暮らせる「まち」
- ◎豊かな自然環境と調和・共生し健康的に暮らせる「まち」

岩松北小学校周辺地区計画のまちづくりの方向性

- ・富士山の良好な眺望景観の確保など、地区の魅力や価値を高める上で重要と考えられるルールの導入を図る。
- ・安全安心なまちづくりの向上に資するルールの導入を図る。

○B1地区（田子浦鷹岡線西側沿道）において導入するルール（案）

○建築物の用途の制限

- ・用途地域（第一種住居地域）の制限に加え、地区にふさわしくない以下の建築物の立地を制限する。
 - ◆床面積 2,000㎡を超える店舗
 - ◆床面積 1,000㎡を超える事務所等
 - ◆ホテル、旅館
 - ◆ボート場、ゴルフ練習場などの遊戯施設
 - ◆自動車教習所
 - ◆15㎡を超える畜舎
 - ◆工場（自動車修理工場を除く）、危険物貯蔵・処理施設

○建築物の高さの最高限度

- ・建築物の絶対高さを10mとする。

○建築物等の形態または意匠の制限

（建築物の屋根や壁の色彩の制限）

- ・建築物の屋根や壁の色彩は奇抜な色を避け、周囲の環境や景観に調和した落ち着いたものとする。

（屋外広告物の制限）

- ・屋外広告物は、周囲の景観に調和した色・形状・意匠・規模とする。
- ・建築物と屋上広告を合計した高さ、自家用野立て広告塔の高さは、それぞれ地上10m以下とする。

○塀（垣または柵）の構造の制限

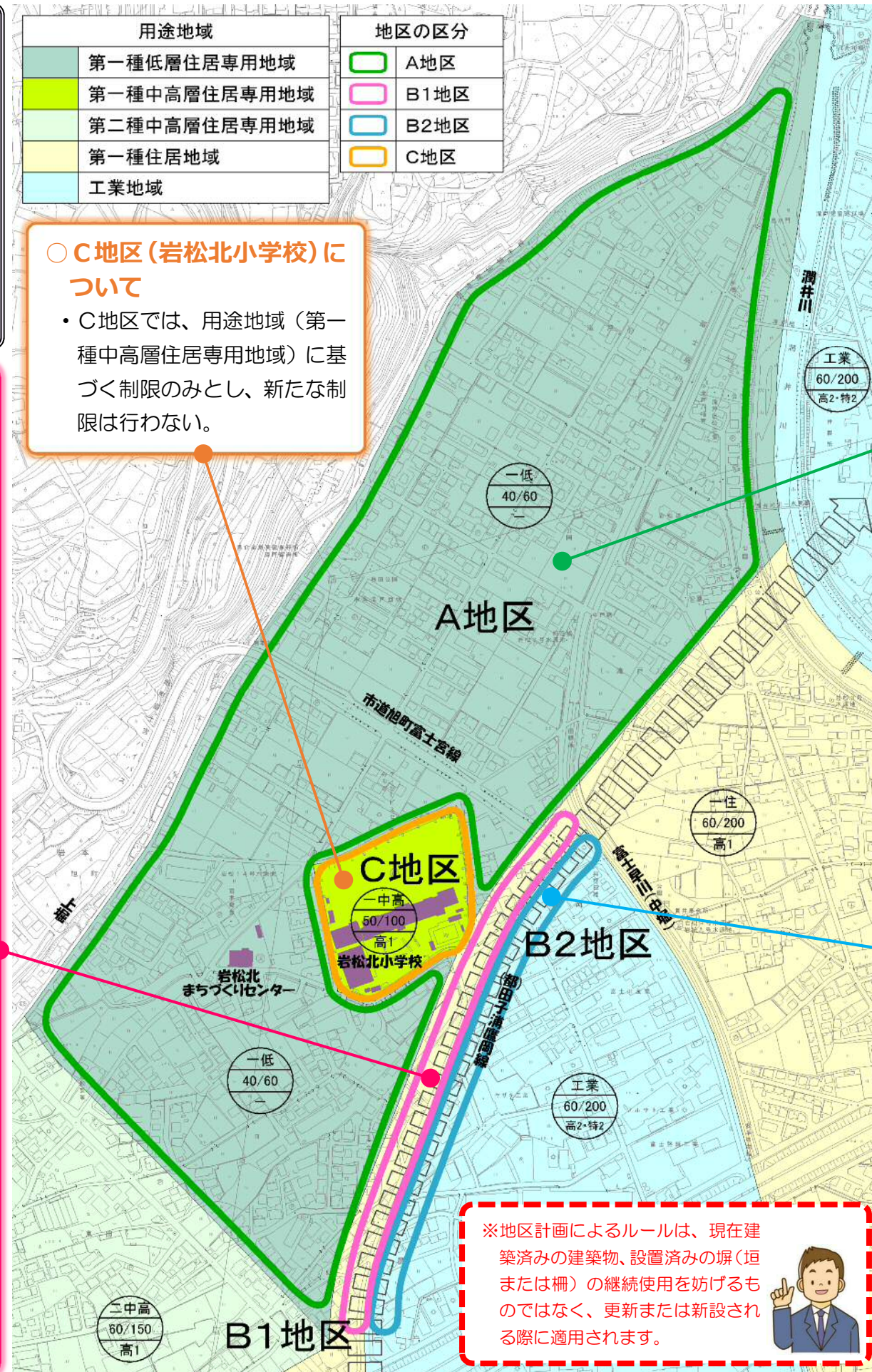
- ・道路に面する塀（垣または柵）は、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。ただし、門柱、及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。

用途地域	
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
工業地域	

地区の区分	
A地区	B1地区
B2地区	C地区

○C地区（岩松北小学校）について

- ・C地区では、用途地域（第一種中高層住居専用地域）に基づく制限のみとし、新たな制限は行わない。



※地区計画によるルールは、現在建築済みの建築物、設置済みの塀（垣または柵）の継続使用を妨げるものではなく、更新または新設される際に適用されます。

○A地区（旭町富士宮線沿道を含む一団の住宅地）において導入するルール（案）

○建築物の用途の制限

- ・新たな制限は行わない。
- ※用途地域（第一種低層住居専用地域）に基づく制限のみ。

○建築物の高さの最高限度

- ・新たな制限は行わない。
- ※用途地域（第一種低層住居専用地域）に基づく制限（10m）のみ。

○建築物等の形態または意匠の制限

（建築物の屋根や壁の色彩の制限）

- ・建築物の屋根や壁の色彩は奇抜な色を避け、周囲の環境や景観に調和した落ち着いたものとする。

（屋外広告物の制限）

- ・屋外広告物は、周囲の景観に調和した色・形状・意匠・規模とする。
- ・建築物と屋上広告を合計した高さは、地上10m以下とする。

○塀（垣または柵）の構造の制限

- ・道路に面する塀（垣または柵）は、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。ただし、門柱、及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。

○B2地区（田子浦鷹岡線東側沿道）において導入するルール（案）

○建築物の用途の制限

- ・新たな制限は行わない。
- ※用途地域（工業地域）に基づく制限のみ。

○建築物の高さの最高限度

- ・建築物の絶対高さを10mとする。

○建築物等の形態または意匠の制限

（建築物の屋根や壁の色彩の制限）

- ・建築物の屋根や壁の色彩は奇抜な色を避け、周囲の環境や景観に調和した落ち着いたものとする。

（屋外広告物の制限）

- ・屋外広告物は、周囲の景観に調和した色・形状・意匠・規模とする。
- ・建築物と屋上広告を合計した高さ、自家用野立て広告塔の高さは、それぞれ地上10m以下とする。